

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

和泉市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大阪府和泉市長

公表日

令和5年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	<p>・国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づき、被保険者(第2号・第3号被保険者を除く。)の資格の取得・喪失、種別の変更、氏名・住所の変更等に関する届出の受理、任意加入(高齢任意加入を含む。以下同じ。)及び資格喪失の申出の受理、任意脱退の承認申請書の受理、年金手帳の再交付申請書の受理、保険料の全額、3/4、1/2、1/4の免除、学生納付特例、若年者納付猶予の申請の受理、付加保険料納付・辞退の申出または該当・非該当の届出の受理、受給権者からの第1号被保険者期間(任意加入期間を含む)のみの老齢基礎年金等の裁定その他給付に係る申請等の受理、第1号被保険者(任意加入及び高齢任意加入含む)及び老齢基礎年金等受給権者の死亡に関する届出書を受理し、届出に係る事実を審査すること。</p> <p>注)市が行う事実の審査とは、市の有する公簿(戸籍、住民票、市民税課税台帳等)により、住所・氏名・生年月日及び所得の状況等を確認することをいう。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、国民年金法の規定に従い、次の事務に利用している。</p> <p>①異動内容の届出 ②免除・納付猶予、学生納付特例申請の受理。 ③被保険者台帳の照会・異動。 ④年金受給者台帳の照会・異動。</p>
③システムの名称	<p>・国民年金システム ・団体内統合宛名システム ・庁内連携システム ・宛名システム ・中間サーバー ・中間サーバーGW</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第1(31)の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条の2</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施しない]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	和泉市市民生活部保険年金室
②所属長の役職名	保険年金室長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号 大阪府和泉市総務部総務管財室
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号 大阪府和泉市市民生活部保険年金室

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月1日	I 5②所属長	保険年金室長 宇澤 良一	保険年金室長 川上 秀佳	事後	
平成27年10月1日	II 1対象人数	平成26年10月1日時点	平成27年10月1日時点	事後	
平成27年10月1日	II 2取扱者数	平成26年10月1日時点	平成27年10月1日時点	事後	
平成29年2月1日	I 3法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(番号法)第9条第1項 別表第1(31の項)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第1(31の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条の2	事後	
平成29年2月1日	I 4①実施の有無	実施する	実施しない	事後	
平成31年3月1日	I 5②所属長の役職名	保険年金室長 川上 秀佳	保健年金室長	事後	様式変更による
平成31年3月1日	VI リスク対策	—	項目の追加	事後	様式変更による
平成31年3月1日	II 1対象人数	平成27年10月1日時点	平成31年3月1日時点	事後	
平成31年3月1日	II 2取扱者数	平成27年10月1日時点	平成31年3月1日時点	事後	
平成31年3月1日	I ②事務の概要	若年者納付猶予の申請の受理	納付猶予の申請の受理	事後	
平成31年3月1日	I ②事務の概要	②免除申請書、学生納付特例申請の発行。	②免除・納付猶予、学生納付特例申請の受理。	事後	
令和2年3月1日	I ②事務の概要	老齢基礎年金を除く受給権者	老齢基礎年金等受給権者	事後	
令和2年3月1日	II 1対象人数	平成31年3月1日時点	令和2年3月1日時点	事後	
令和2年3月1日	II 2取扱者数	平成31年3月1日時点	令和2年3月1日時点	事後	
令和2年3月1日	IV 8監査	[]	[O]	事後	
令和2年4月1日	I 8連絡先	和泉市生きがい健康部保険年金室	和泉市市民生活部保険年金室	事後	
令和2年4月1日	I 8連絡先	〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号 大阪府和泉市生きがい健康部保険年金	〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号 大阪府和泉市市民生活部保険年金室	事後	
令和3年3月1日	II 1対象人数	令和2年3月1日時点	令和3年3月1日時点	事後	
令和3年3月1日	II 2取扱者数	令和2年3月1日時点	令和3年3月1日時点	事後	
令和3年3月1日	IV 8監査	[O]	[]	事後	
令和4年3月1日	II 1対象人数	令和3年3月1日時点	令和4年3月1日時点	事後	
令和4年3月1日	II 2取扱者数	令和3年3月1日時点	令和4年3月1日時点	事後	
令和4年3月1日	IV 8監査	[]	[O]	事後	
令和5年3月1日	II 1対象人数	令和4年3月1日時点	令和5年3月1日時点	事後	
令和5年3月1日	II 2取扱者数	令和4年3月1日時点	令和5年3月1日時点	事後	
令和5年3月1日	IV 8監査	[]自己点検 [O]内部監査 []外部監査	[O]自己点検 []内部監査 []外部監査	事後	